

学 事 第 3 6 号
令和 2 年 4 月 7 日

各私立小・中・高等・特別支援学校長 様

埼玉県知事 大野 元裕

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う私立学校等の臨時休業の要請について（通知）

新型コロナウイルスが国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり全国的にかつ急速なまん延によって国民生活と経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、政府対策本部により、令和2年5月6日（水）まで埼玉県全域を含む1都1府5県の地域に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

本県においては、まだ急速な感染拡大やクラスター連鎖が発生するような状況に至っていませんが、東京通勤のベッドタウンとなっている都市部や鉄道網・高速道路に沿う形で感染者が拡大しております。

そのため、首都圏一体となって、ヒトの移動に伴うリスクを軽減するための対策を講じていくことが効果的と考えます。そこで本県として、令和2年5月6日（水）まで埼玉県全域に対して緊急事態措置を実施することとしました。

この措置の一環として県立学校に対しては、休業期間を延長し、令和2年5月6日（水）までとするなど必要な措置を講じるよう要請しました。また市町村立学校についても、別添のとおり各市町村教育委員会に対して同様に必要な措置を要請しました。

本県における徹底した感染拡大防止対策を図るため、私立学校におかれましても、令和2年5月6日（水）まで臨時休業にするなど必要な措置を講じるよう要請をいたします。

総務部学事課
高等学校担当
電話 048-830-2558